オリンパス健康保険組合の被保険者資格喪失後6ヶ月以内に出産、またはオリンパス健康保険組合の被扶養者として認定された後6ヶ月以内に出産した方で、以下にあてはまる場合は他健康保険との重複給付を避けるため、「不支給証明書」の提出が必要です。

- ◆オリンパス健保の被保険者資格喪失後6ヶ月以内に出産し、現在は他の保険に加入しているが、 オリンパス健保に出産育児一時金を請求する場合。
- →**現在加入している**健康保険・共済組合より下記様式による不支給証明書を作成してもらい、 提出してください。
- ◆家族が以前 "被保険者(本人)" として加入していた健康保険の資格喪失後6ヶ月以内に出産し、 オリンパス健保に家族出産育児一時金を請求する場合。
- →**以前加入していた**健康保険・共済組合等より下記様式による不支給証明書を作成してもらい、提出してください。ただし、以前加入していた保険が国民健康保険の場合や、以前も家族の被扶養者だった方は不支給証明書の提出は不要です。

オリンパス健康保険組合 御中

出産育児一時金-家族出産育児一時金 不支給証明書

下記の者に対して出産育児一時金・家族出産育児一時金は支給していないこと、また、今後請求があっても支給しないことを証明いたします。

記

記	号	•	番	号	記号	11	番号	1234	
被	被保険者氏名			名	健保 花子				
分	分娩者氏名			名	健保 花子				
生	生 年 月 日			П	平成2年4月10日				
分	娩 日			П	令和3年10月12日				
分	娩 者:	資 格	取得	日	平成25年4月1日				
分	娩 者:	資 格	喪失	Π.	令和3年9月1日				

令和 年 月 日

現在加入している健康保険・共済組合 もしくは、 以前加入していた健康保険・共済組合 保険者 所在地

名称

(FI)

TEL